## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

 【提出先】
 東海財務局長

 【提出日】
 平成24年4月6日

 【会社名】
 株式会社壱番屋

 【英訳名】
 ICHIBANYA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浜島 俊哉 【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

EDINET提出書類 株式会社壱番屋(E03329) 確認書

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長浜島俊哉は、当社の第30期第3四半期(自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。